

徳島県告示第六百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和四年十二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 一般国道

路 線 名		区 間		新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
四九二号		美馬市木屋平字川井一〇二番一 地先から	六三番三 地	旧	五・〇〇一四・六	三三〇・〇
		同	先まで	新	五・〇〇三四・八	三三〇・〇
		美馬市木屋平字川井一〇二番一 地先から	三三番一 地		一一・九〇三四・八	二七六・二
		同	先まで			